

# 第 105 期 中間決算公告

平成 22 年 11 月 26 日

千葉市中央区富士見 1 丁目 11 番 11 号  
**株式会社 京葉銀行**  
 取締役頭取 小島信夫

中間貸借対照表 (平成 22 年 9 月 30 日現在)

(単位:百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資産の部)</b>		<b>(負債の部)</b>	
現 金 預 け 金	49,240	預 渡 性 預 金	3,295,662
コ 一 ル ロ 一 ン	115,489	譲 借 用 金	9,519
商 品 有 価 証 券	1,039	外 国 為 替	1,505
有 価 証 券	934,690	そ の 他 負 債	139
貸 出 金	2,372,063	未 払 法 人 税 等	11,611
外 国 為 替	1,666	そ の 他 の 負 債	3,820
そ の 他 資 産	11,901	賞 与 引 当 金	7,790
有 形 固 定 資 産	51,593	役 員 賞 与 引 当 金	1,194
無 形 固 定 資 産	198	退 職 給 付 引 当 金	30
繰 延 税 金 資 産	10,030	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	13,035
支 払 承 諾 見 返	14,557	睡 眠 預 金 払 戻 損 失 引 当 金	522
貸 倒 引 当 金	△ 15,388	偶 発 損 失 引 当 金	221
		再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	485
		支 払 承 諮	6,447
		<b>負 債 の 部 合 計</b>	14,557
		<b>負 債 の 部 合 計</b>	3,354,932
		<b>(純資産の部)</b>	
		資 本 金	49,759
		資 本 剰 余 金	39,717
		資 本 準 備 金	39,704
		そ の 他 資 本 剰 余 金	13
		利 益 剰 余 金	88,145
		利 益 準 備 金	10,055
		そ の 他 利 益 剰 余 金	78,090
		別 途 積 立 金	64,720
		繰 越 利 益 剰 余 金	13,370
		自 己 株 式	△ 5,238
		<b>株 主 資 本 合 計</b>	172,384
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	14,484
		土 地 再 評 価 差 額 金	5,279
		<b>評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計</b>	19,764
		<b>純 資 産 の 部 合 計</b>	192,149
<b>資 产 の 部 合 計</b>	<b>3,547,081</b>	<b>負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計</b>	<b>3,547,081</b>

**中間損益計算書** 〔平成 22 年 4 月 1 日から  
平成 22 年 9 月 30 日まで〕

(単位:百万円)

科 目	金 額
経 常 収 益	39,639
資 金 運 用 収 益	31,840
(うち貸出金利息)	(24,843)
(うち有価証券利息配当金)	(6,853)
役 務 取 引 等 収 益	4,220
そ の 他 業 務 収 益	3,321
そ の 他 経 常 収 益	257
経 常 費 用	28,452
資 金 調 達 費 用	2,291
(うち預金利息)	(2,283)
役 務 取 引 等 費 用	2,154
そ の 他 業 務 費 用	927
営 業 経 費	17,788
そ の 他 経 常 費 用	5,289
経 常 利 益	11,187
特 別 利 益	5
特 別 損 失	66
税 引 前 中 間 純 利 益	11,125
法人税、住民税及び事業税	3,700
法 人 税 等 調 整 額	776
法 人 税 等 合 計	4,477
中 間 純 利 益	6,648

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

**【中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項】**

**1. 商品有価証券の評価基準及び評価方法**

商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）により行っております。

**2. 有価証券の評価基準及び評価方法**

有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社・子法人等株式及び関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては中間決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

**3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法**

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っています。

#### 4. 固定資産の減価償却の方法

##### (1) 有形固定資産（リース資産を除く）

有形固定資産は、定率法（ただし、平成 10 年 4 月 1 日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物 3 年～ 50 年

その他の 3 年～ 20 年

##### (2) 無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（5 年）に基づいて償却しております。

##### (3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法によっております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

#### 5. 引当金の計上基準

##### (1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は 18,485 百万円であります。

##### (2) 賞与引当金

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間期に帰属する額を計上しております。

##### (3) 役員賞与引当金

役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間期に帰属する額を計上しております。

##### (4) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間期末において発生していると認められる額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。

過去勤務債務 その発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（13 年）による定額法により損益処理  
数理計算上の差異 各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（13 年）による定率法により按分した額  
を、それぞれ発生の翌期から損益処理

##### (5) 役員退職慰労引当金

役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当中間期末までに発生していると認められる額を計上しております。

##### (6) 睡眠預金払戻損失引当金

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請

求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。

#### (7) 偶発損失引当金

偶発損失引当金は、信用保証協会の責任共有制度に基づく信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来の負担金支払見込額を計上しております。

#### 6. 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債は、中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。

#### 7. リース取引の処理方法

所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成 20 年 4 月 1 日前に開始する事業年度に属するものについては、通常の貸借取引に準じた会計処理によっております。

#### 8. ヘッジ会計の方法

外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第 25 号）に規定する繰延ヘッジによっております。

ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

#### 9. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税（以下、「消費税等」という。）の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当中間期の費用に計上しております。

### 【中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更】

（資産除去債務に関する会計基準）

当中間期から「資産除去債務に関する会計基準」（企業会計基準第 18 号平成 20 年 3 月 31 日）及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第 21 号平成 20 年 3 月 31 日）を適用しております。

これによる中間財務諸表への影響はありません。

### 【注記事項】

（中間貸借対照表関係）

#### 1. 関係会社の株式総額 54 百万円

#### 2. 貸出金のうち、破綻先債権額は 4,870 百万円、延滞債権額は 30,326 百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和 40 年政令第 97 号）第 96 条第 1 項第 3 号のイからホまでに掲げる事由又は同項第 4 号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

#### 3. 貸出金のうち、3 カ月以上延滞債権額は 334 百万円であります。

なお、3 カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から 3 月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

#### 4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は 2,389 百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び 3 カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

#### 5. 破綻先債権額、延滞債権額、3 カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は 37,919 百万円であります。

なお、2. から 5. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

#### 6. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第 24 号）に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は 8,893 百万円であります。

ます。

7. ローン・パーティシペーションで、平成7年6月1日付日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号に基づいて、原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、中間貸借対照表計上額は、10,586百万円あります。
8. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券 1,311百万円

担保資産に対応する債務

預金 1,974百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券144,332百万円及びその他資産102百万円を差し入れております。

また、その他資産のうち保証金は2,667百万円であります。

9. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、645,354百万円であります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

10. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日

平成10年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める地価税法（平成3年法律第69号）第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算出した価額に基づいて、奥行価格補正等合理的な調整を行って算出。

11. 有形固定資産の減価償却累計額 44,131百万円

12. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する当行の保証債務の額は3,560百万円であります。

13. 1株当たりの純資産額 687円32銭

（中間損益計算書関係）

1. 「その他経常費用」には、貸倒引当金繰入額1,217百万円、株式等売却損2,382百万円及び株式等償却708百万円を含んでおります。
2. 1株当たり中間純利益金額 23円78銭

(有価証券関係)

1. 満期保有目的の債券（平成 22 年 9 月 30 日現在）

	種類	中間貸借対照表 計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が中間貸借対照表計上額を超えるもの	国債	50,087	55,422	5,334
	地方債	-	-	-
	短期社債	-	-	-
	社債	13,158	13,905	747
	その他	15,600	15,699	99
	小計	78,845	85,026	6,181
時価が中間貸借対照表計上額を超えないもの	国債	-	-	-
	地方債	-	-	-
	短期社債	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	2,000	1,976	△ 23
	小計	2,000	1,976	△ 23
合 計		80,845	87,003	6,157

2. 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式（平成 22 年 9 月 30 日現在）

	中間貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
子会社・子法人等株式	-	-	-
関連法人等株式	-	-	-
合計	-	-	-

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められる子会社・子法人等株式及び関連法人等株式

	中間貸借対照表計上額 (百万円)
子会社・子法人等株式	54
関連法人等株式	-
合計	54

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「子会社・子法人等株式及び関連法人等株式」には含めておりません。

3. その他有価証券（平成 22 年 9 月 30 日現在）

	種類	中間貸借対照表 計上額（百万円）	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
中間貸借対照表計 上額が取得原価を 超えるもの	株式	5,612	4,439	1,172
	債券	796,112	759,960	36,151
	国債	640,201	611,978	28,222
	地方債	86,296	81,813	4,483
	短期社債	-	-	-
	社債	69,613	66,168	3,445
	その他	4,367	4,206	161
	小計	806,092	768,606	37,485
中間貸借対照表計 上額が取得原価を 超えないもの	株式	46,528	59,690	△ 13,162
	債券	240	243	△ 3
	国債	-	-	-
	地方債	-	-	-
	短期社債	-	-	-
	社債	240	243	△ 3
	その他	-	-	-
	小計	46,768	59,934	△ 13,165
合計		852,861	828,541	24,319

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められるその他有価証券

	中間貸借対照表計上額（百万円）
株式	787
その他	142
合計	929

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

4. 減損処理を行った有価証券

有価証券（売買目的有価証券を除く。）で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間貸借対照表計上額とともに、評価差額を当中間期の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。

当中間期における減損処理額は、株式 708 百万円であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、時価が取得原価に比べ 50% 以上下落している銘柄及び時価が 30% 以上 50% 未満下落しており、一定期間の時価の推移や発行会社の財務内容等により判断し時価の回復可能性がないと認められる銘柄としております。

(税効果会計関係)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産

貸倒引当金損金算入限度額超過額	10,963 百万円
退職給付引当金損金算入限度額超過額	5,271 百万円
減価償却費損金算入限度額超過額	1,740 百万円
賞与引当金損金算入限度額超過額	483 百万円
その他	1,456 百万円
繰延税金資産小計	19,915 百万円
評価性引当額	△ 49 百万円
繰延税金資産合計	19,865 百万円

繰延税金負債

その他有価証券評価差額金	△ 9,834 百万円
繰延税金負債合計	△ 9,834 百万円
繰延税金資産の純額	10,030 百万円

(自己資本比率)

銀行法施行規則第 19 条の 2 第 1 項第 3 号ロ(10)に規定する単体自己資本比率（国内基準）は、11.23%であります。

# 第 105 期 中間決算公告

平成 22 年 11 月 26 日

千葉市中央区富士見 1 丁目 11 番 11 号  
**株式会社 京葉銀行**  
 取締役頭取 小島信夫

中間連結貸借対照表 (平成 22 年 9 月 30 日現在)

(単位:百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>( 資 産 の 部 )</b>			
現 金 預 け 金	49,506	預 渡 性 預 金	3,294,892
コールローン及び買入手形	115,489	借 用 金	9,129
商 品 有 働 証 券	1,039	外 国 為 替	1,505
有 働 証 券	935,749	そ の 他 負 債	139
貸 出 金	2,371,659	賞 与 引 当 金	13,721
外 国 為 替	1,666	役 員 賞 与 引 当 金	1,199
そ の 他 資 産	14,307	退 職 給 付 引 当 金	30
有 形 固 定 資 産	51,606	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	13,174
無 形 固 定 資 産	203	利 息 返 還 損 失 引 当 金	532
繰 延 税 金 資 産	10,311	睡 眠 預 金 払 戻 損 失 引 当 金	40
支 払 承 諾 見 返	14,557	偶 発 損 失 引 当 金	221
貸 倒 引 当 金	△ 15,847	再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	485
		支 払 承 諮	6,447
		負 債 の 部 合 計	14,557
			3,356,075
<b>( 純 資 産 の 部 )</b>			
資 本 金		資 本 金	49,759
資 本 剰 余 金		資 本 剰 余 金	39,731
利 益 剰 余 金		利 益 剰 余 金	88,962
自 己 株 式	△ 5,251		
株 主 資 本 合 計		株 主 資 本 合 計	173,201
その他の有価証券評価差額金			14,486
土 地 再 評 価 差 額 金			5,279
評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計		評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	19,765
少 数 株 主 持 分		少 数 株 主 持 分	1,206
純 資 産 の 部 合 計		純 資 産 の 部 合 計	194,173
資 产 の 部 合 計	3,550,249	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	3,550,249

## 中間連結損益計算書

平成 22 年 4 月 1 日から  
平成 22 年 9 月 30 日まで

(単位:百万円)

科 目	金 額
経 常 収 益	40,095
資 金 運 用 収 益	31,957
( うち貸出金利息 )	( 24,957 )
( うち有価証券利息配当金 )	( 6,855 )
役 務 取 引 等 収 益	4,403
そ の 他 業 務 収 益	3,483
そ の 他 経 常 収 益	252
経 常 費 用	28,845
資 金 調 達 費 用	2,291
( うち預金利息 )	( 2,283 )
役 務 取 引 等 費 用	2,171
そ の 他 業 務 費 用	1,322
営 業 経 費	17,519
そ の 他 経 常 費 用	5,541
経 常 利 益	11,249
特 別 利 益	7
固 定 資 産 処 分 益	1
償 却 債 権 取 立 益	6
特 別 損 失	66
固 定 資 産 処 分 損	66
税 金 等 調 整 前 中 間 純 利 益	11,190
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	3,773
法 人 税 等 調 整 額	744
法 人 税 等 合 計	4,517
少 数 株 主 損 益 調 整 前 中 間 純 利 益	6,672
少 数 株 主 利 益	19
中 間 純 利 益	6,652

### 【中間連結財務諸表の作成方針】

#### 1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結される子会社及び子法人等 4 社

株式会社京葉銀オフィスサービス  
株式会社京葉銀キャリアサービス

株式会社京葉銀保証サービス  
株式会社京葉銀カード

(2) 非連結の子会社及び子法人等

該当ありません。

2. 持分法の適用に関する事項

該当ありません。

3. 連結される子会社及び子法人等の中間決算日等に関する事項

連結される子会社及び子法人等の中間決算日は次のとおりであります。

9月末日 4社

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

【会計処理基準に関する事項】

1. 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）により行っております。

2. 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他有価証券のうち時価のあるものについては中間連結決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

4. 減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

当行の有形固定資産は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 3年～50年

その他 3年～20年

連結される子会社及び子法人等の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定率法により償却しております。

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行並びに連結される子会社及び子法人等で定める利用可能期間（主として5年）に基づいて償却しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法によっております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

5. 貸倒引当金の計上基準

当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

連結される子会社及び子法人等の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を、

貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は19,229百万円であります。

#### 6. 賞与引当金の計上基準

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間連結会計期間に帰属する額を計上しております。

#### 7. 役員賞与引当金の計上基準

役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間連結会計期間に帰属する額を計上しております。

#### 8. 退職給付引当金の計上基準

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。

過去勤務債務：その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（13年）による定額法により損益処理

数理計算上の差異：各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（13年）による定率法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から損益処理

#### 9. 役員退職慰労引当金の計上基準

役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当中間連結会計期間末までに発生していると認められる額を計上しております。

#### 10. 利息返還損失引当金の計上基準

利息返還損失引当金は、連結子会社が利息制限法の上限金利を超過する貸付金利息の返還請求に備えるため、過去の返還状況等を勘案し、返還見込額を合理的に見積り計上しております。

#### 11. 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。

#### 12. 偶発損失引当金の計上基準

偶発損失引当金は、信用保証協会の責任共有制度に基づく信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来の負担金支払見込額を計上しております。

#### 13. 外貨建資産・負債の換算基準

当行並びに連結される子会社及び子法人等の外貨建資産・負債は、中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

#### 14. リース取引の処理方法

当行並びに連結される子会社及び子法人等の所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する連結会計年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

#### 15. 重要なヘッジ会計の方法

当行の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)に規定する繰延ヘッジによっております。

ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

#### 16. 消費税等の会計処理

当行並びに連結される子会社及び子法人等の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

## 【中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更】

### (資産除去債務に関する会計基準)

当中間連結会計期間から「資産除去債務に関する会計基準」（企業会計基準第18号平成20年3月31日）及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号平成20年3月31日）を適用しております。

これによる中間連結財務諸表への影響はありません。

## 【表示方法の変更】

### (中間連結損益計算書関係)

当中間連結会計期間から「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」（内閣府令第41号平成22年9月21日）により改正された「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）別紙様式を適用し、「少数株主損益調整前中間純利益」を表示しております。

## 【注記事項】

### (中間連結貸借対照表関係)

1. 貸出金のうち、破綻先債権額は4,895百万円、延滞債権額は30,501百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

2. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は478百万円であります。

なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

3. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は2,389百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。

4. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は38,264百万円であります。

なお、上記1.から4.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

5. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号）に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、8,893百万円であります。

6. ローン・パーティシペーションで、平成7年6月1日付日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号に基づいて、原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、中間連結貸借対照表計上額は、10,586百万円であります。

7. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産	有価証券	1,311百万円
------------	------	----------

担保資産に対応する債務	預金	1,974百万円
-------------	----	----------

上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券144,332百万円及びその他資産102百万円を差し入れております。

また、その他資産のうち保証金は2,701百万円であります。

8. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、657,997百万円であります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行並びに連結される子会社及び子法人等の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行並びに連結される子会社及び子法人等が

実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている社内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

9. 土地の再評価に関する法律（平成 10 年 3 月 31 日公布法律第 34 号）に基づき、当行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日	平成 10 年 3 月 31 日
同法律第 3 条第 3 項に定める再評価の方法	土地の再評価に関する法律施行令（平成 10 年 3 月 31 日公布政令第 119 号）第 2 条第 4 号に定める地価税法（平成 3 年法律第 69 号）第 16 条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算出した価額に基づいて、奥行価格補正等合理的な調整を行って算出。
10. 有形固定資産の減価償却累計額	44,186 百万円
11. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第 2 条第 3 項）による社債に対する保証債務の額は 3,560 百万円であります。	
12. 1 株当たりの純資産額	690 円 35 銭

（中間連結損益計算書関係）

1. 「その他経常費用」には、貸倒引当金繰入額 1,458 百万円、株式等売却損 2,382 百万円及び株式等償却 708 百万円を含んでおります。
2. 1 株当たり中間純利益金額 23 円 80 銭

（金融商品関係）

○金融商品の時価等に関する事項

平成 22 年 9 月 30 日における中間連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません（（注 2）参照）。また、連結貸借対照表計上額の重要性が乏しい科目については、記載を省略しております。

（単位：百万円）

	中間連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金預け金	49,506	49,506	-
(2) コールローン及び買入手形	115,489	115,489	-
(3) 有価証券	934,818	940,977	6,158
満期保有目的の債券	81,846	88,004	6,158
その他有価証券	852,972	852,972	-
(4) 貸出金	2,371,659		
貸倒引当金（＊）	△ 15,714		
	2,355,945	2,383,284	27,338
資産計	3,455,760	3,489,257	33,496
(1) 預金	3,294,892	3,297,032	2,140
(2) 譲渡性預金	9,129	9,129	-
負債計	3,304,021	3,306,162	2,140

（＊） 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

（注 1） 金融商品の時価の算定方法

資産

（1） 現金預け金

預け金は全て満期のないものであり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

#### (2) コールローン及び買入手形

約定期間が短期間（1年以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

#### (3) 有価証券

株式は取引所における取引価格、債券は業界団体が公表する取引価格等の市場価格によっております。自行保証付私募債は、与信管理上の信用リスク区分ごとに、その将来キャッシュ・フローをスワップ金利等適切な指標に信用スプレッドを上乗せした利率で割り引くことにより、現在価値を算定しております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については「(有価証券関係)」に記載しております。

#### (4) 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なる限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間、与信管理上の信用リスク区分ごとに、その将来キャッシュ・フローをスワップ金利等適切な指標に信用スプレッドを上乗せした利率で割り引くことにより、現在価値を算定しております。また、一部の個人ローン等は、商品ごとの将来キャッシュ・フローを、同様の新規貸出を行った場合想定される利率で割り引いて時価を算定しております。なお、約定期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値又は担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は中間連結決算日における中間連結貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

### 負 債

#### (1) 預金、及び(2)譲渡性預金

要求払預金については、中間連結決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期預金及び譲渡性預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。なお、預入期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産(3)その他有価証券」には含まれておりません。

(単位：百万円)

区 分	中間連結貸借対照表計上額
①非上場株式	788
②その他の証券	142
合 計	930

(注) 上記の有価証券については、市場価格がなくかつ将来キャッシュ・フローが約定されていないため、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

## (有価証券関係)

## 1. 満期保有目的の債券（平成 22 年 9 月 30 日現在）

	種類	中間連結貸借 対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が中間連結貸 借対照表計上額を 超えるもの	国債	51,088	56,423	5,335
	地方債	-	-	-
	短期社債	-	-	-
	社債	13,158	13,905	747
	その他	15,600	15,699	99
	小計	79,846	86,028	6,181
時価が中間連結貸 借対照表計上額を 超えないもの	国債	-	-	-
	地方債	-	-	-
	短期社債	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	2,000	1,976	△ 23
	小計	2,000	1,976	△ 23
合 計		81,846	88,004	6,158

## 2. その他有価証券（平成 22 年 9 月 30 日現在）

	種類	中間連結貸借 対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
中間連結貸借対照 表計上額が取得原 価を超えるもの	株式	5,612	4,439	1,172
	債券	796,112	759,960	36,151
	国債	640,201	611,978	28,222
	地方債	86,296	81,813	4,483
	短期社債	-	-	-
	社債	69,613	66,168	3,445
	その他	4,478	4,280	198
	小計	806,203	768,681	37,522
中間連結貸借対照 表計上額が取得原 価を超えないもの	株式	46,528	59,690	△ 13,162
	債券	240	243	△ 3
	国債	-	-	-
	地方債	-	-	-
	短期社債	-	-	-
	社債	240	243	△ 3
	その他	-	-	-
	小計	46,768	59,934	△ 13,165
合 計		852,972	828,615	24,356

(注) 非上場株式（中間連結貸借対照表計上額 788 百万円）及び他の証券（同 142 百万円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難であることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

### 3. 減損処理を行った有価証券

有価証券（売買目的有価証券を除く。）で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間連結貸借対照表計上額とともに、評価差額を当中間連結会計期間の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。

当中間連結会計期間における減損処理額は、株式 708 百万円であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、時価が取得原価に比べ 50%以上下落している銘柄及び時価が 30%以上 50%未満下落しており、一定期間の時価の推移や発行会社の財務内容等により判断し時価の回復可能性がないと認められる銘柄としております。

### （賃貸等不動産関係）

当中間連結会計期間末において、賃貸等不動産の総額に重要性が乏しいため記載を省略しております。

### （自己資本比率）

銀行法施行規則第 17 条の 5 第 1 項第 3 号ロに規定する連結自己資本比率（国内基準）は、11.34%であります。